

令和6年4月分からの年金額等について

令和6年4月分（6月14日(金)支払い分）からの年金額

法律の規定により、令和5年度支給額より原則2.7%の引き上げになります（68歳以上の方は1.9%引き上げ）。なお、令和6年4月分以降の年金額が全額支給停止となる方などは、5月15日(水)に支払われます。

| | 令和6年度（月額） | 令和5年度（月額） |
|----------------|-----------|-----------|
| 国民年金（老齢年金（満額）） | 68,000円 | 66,250円 |

年金生活者支援給付金の支給金額

年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和6年度は昨年度から3.2%の増額改定となります。

| | 令和6年度（月額） | 令和5年度（月額） |
|--------------|------------|------------|
| 老齢年金生活者支援給付金 | 5,310円（※1） | 5,140円（※1） |
| 障害年金生活者支援給付金 | 1級 6,638円 | 1級 6,425円 |
| | 2級 5,310円 | 2級 5,140円 |
| 遺族年金生活者支援給付金 | 5,310円（※2） | 5,140円（※2） |

※1 実際の金額は、保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されます。

※2 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。



国民年金保険料「学生納付特例制度」のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修学年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。（承認期間：4月から翌年3月まで）

《所得の目安となる計算式》

128万円（令和2年度以前は118万円）＋ {扶養親族等の数×38万円} ＋ 社会保険料控除等

なお、令和5年度に保険料納付を猶予されている方で、令和6年度も引き続き在学予定の方には、4月上旬にはがき形式の「学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き同一の学校に在学されている方は、この申請書に必要事項を記入し返送することで、令和6年度の申請ができます。（在学証明書または学生証の写しの添付は不要）

また、令和6年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

申請窓口

- ▶ 役場戸籍担当窓口、トマム支所窓口
- ▶ お近くの年金事務所
- ▶ 在学する大学等の窓口（学生納付特例の代行事務許認可校のみ）

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。



日本年金機構

検索

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123

令和6年度の保険料等について

◆ 令和6年度の保険料額は6月に個別にお知らせします ◆

《保険料の計算方法》

均等割

【1人当たりの保険料】

52,953円



所得割

【本人の所得に応じた額】
（令和5年中の所得－最大43万円）
× 11.79%



1年間の保険料

【限度額80万円】
（100円未満切り捨て）

- ▶ 1年間の保険料の上限額は、80万円です。
 - ▶ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります

- ◎「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」は、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ◎ 令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方は、所得割率10.92%として算定します。

保険料の軽減

1 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

| 対象者の所得要件 （世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額） | 均等割の軽減割合 令和6年度 |
|--|-------------------|
| 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1） | 7割 |
| 43万円＋（29万5千円×世帯の被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1） | 5割 |
| 43万円＋（54万5千円×世帯の被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1） | 2割 |

※給与所得者等とは

- ▶ 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ▶ 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方のいずれかに該当する方です。

2 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。（52,953円→26,476円）

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）

ただし、次の（1）～（3）のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりませんので、「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- （1）介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- （2）介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- （3）新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民課後期高齢者医療担当へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56 - 2122